

【別紙 2 - 1】

社会的キャンペーン行動の取り組み

自治体要請書(市町村自治体・総合振興局用)モデル (2015.1~2)

2015年〇月〇日

□□□ 市(町・村)

市長(町長・村長) ○○ ○○ 様

連合北海道〇〇地域協議会

会 長 ○○ ○○

連合北海道〇〇地区連合会

会 長 ○○ ○○

地域における雇用対策の拡充などに関する要請書

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、日本経済は、政府が12月8日に発表した2014年7-9月期の四半期別GDP速報(2次速報値)によると、実質GDP成長率が前年比▲0.5%、年率換算で▲1.9%と2四半期連続のマイナスとなりました。また、2014年度の実質GDP成長率予測も、消費税増税や円安による物価上昇で個人消費が低迷していることを主因として、リーマン・ショック後の2009年以来、5年ぶりにマイナス成長とする方針を固めています。

一方、全国の完全失業率は2014年11月で3.5%、有効求人倍率は、1.04倍(11月)、道内の完全失業率も3.4%(7-9月)、有効求人倍率は0.91倍(11月)と、前年同月を0.3%、0.1ポイントそれぞれ上回り、全国状況に対比し厳しさは残るものの、昨年より大幅に改善しています。しかし、役員を除く道内雇用者に占める非正規雇用比率は42.8%、95万6千人と拡大しており、雇用増は非正規雇用の増加によるところが大きいといわれています。建設・医療等で人材不足が深刻化する一方で、事務では求職数が上回るなど、雇用のミスマッチが生じています。また、雇用環境の改善等により、12月8日公表の2014年7-9月期の雇用者報酬(総額)は、前期比0.7%の増加に転じた反面、毎勤統計調査による速報では、11月の一人平均現金給与総額は、規模5人以上で前年同月比1.5%減の272,726円と9ヶ月ぶりの減少となりました。加えて、現金給与総額指数を消費者物価指数で除して算出している実質賃金(総額)は、2013年7月以降、17ヶ月連続で減少し、11月の速報値でも前年同月比4.3%減となるなど、アベノミクス効果が地域全体に波及していない実態が明らかになっています。働く者の約9割が雇用労働者であり、私たちは2015年春季生活闘争において、「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」の3本柱を中心に取り組みを進め、とりわけ、中小・非正規を中心とした「底上げ・底支え」「格差是正」に全力を尽くし、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をめざしています。

また、同時に、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。道内の来春卒業予定の高校生の11月末求人数は、13,025人と、前年同期に比べ23.1%(2,442人)の増加にあり、道内求人倍率も昨年最終求人倍率1.50倍をすでに上回る1.55倍と好転し

ています。このうち就職内定率は、11月末現在、74.2%、前年同期を6.3ポイント上回っていますが、特に、中小企業への就職促進を進めていく必要があります。

また、効率と競争最優先の市場原理主義が横行し、正規雇用が減少する一方で、非正規雇用が増加し、公共サービスを担う直接雇用の非正規職員や、地方自治体の仕事を担う民間労働者にも拡大しています。非正規雇用者の大部分は有期雇用という不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下の就労者が多く、フルタイムで働いても、多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難な状況に立たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消しなければなりません。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働関係団体等との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

つきましては、(総合)振興局並びに各市町村自治体におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

記

1. 地域における雇用対策の拡充

(1) 地域における雇用対策推進体制の確立

- ① 地場産業に必要な人材の確保・育成、地域の求人・求職情報の共有化、パッケージ関連事業などの国の施策活用などを具体化すること。そのため、地元の経済・産業関係団体や労働団体、関係行政機関等により構成する地域労働関係会議や「地域づくり連携会議」などを設置または拡充して、(総合)振興局が音頭を取り、各市町村、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。
- ② 北海道雇用対策協定に基づき、失業率が相対的に高い若年層に向けて、国と道、各市町村が連携し、ジョブカフェやわかものハローワークといった就職支援施設や職業訓練メニューの充実・強化と周知をはかること。
- ③ 厚生労働省事業として、道立高等技術専門学院とポリテクセンター・ポリテクカレッジとの連携による地域の実情に応じた職業訓練を実施できる「産業人材育成促進事業」がスタートしている。地域産業を支える人材の育成に向けて、(総合)振興局、各市町村においても、様々な機会を活用し、事業の周知徹底をはかること。

(2) 新卒者の就職支援

- ① 直接雇用による雇用の創出に努力すること。また、新卒者の就職先を確保するため、管内の事業所に対して新規採用の拡大を要請するほか、採用企業に対する助成制度の創設あるいは拡充を検討すること。
- ② 地域のものづくり産業や伝統産業、成長分野における人材育成・確保をはかるため、学生・生徒や保護者の産業理解を深めるよう、学校側の声を踏まえた職場見学会や職場体験等の機会を拡充すること。
- ③ 中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。特に道内高卒予定の求人数が多い29人以下(求人4,194人)、30～99人(求人3,859人)、100～299人(求人2,087人)規模の事業所に対する新卒者の求職希望を増やすため、厚生労働省「若者応援企業宣言事業」への事業所の登録を推進し、ハローワークなどと連携をはかること。事業の周知はもとより、経済・業界団体への要請に加えて、会員となっていない企業にも発信し、宣言企業を増やし、新卒者を含む若年雇用者の確保に努めること。

- ④ 道内の高卒後3年以内の離職率が50.5%と高い割合にある。特に、4人以下の事業所で73.1%、5～29人事業所で59.9%、30～99人事業所で49.5%と規模が小さい事業所ほど高い離職率にあることから、職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の支援策を講ずること。

(3) 独自の雇用創出事業の展開

各種基金事業は、地場産業の振興と人材育成に向けたインセンティブが働くものとし、事業の継続・拡充をはかること。

(4) 非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 臨時・非常勤職員の処遇改善、安定雇用確保に向けて、昨年7月4日に総務省が通知した「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」に基づき、賃金・労働条件の適切な取り扱いをはかること。具体的には、パートタイム労働法の趣旨の適用、諸手当支給制限の撤廃など抜本的な見直しをはかると共に、任期付短時間勤務職員を含めて、労働時間等に応じた常勤職員との均等待遇をはかること。
- ② 民間委託や指定管理者制度の導入、競争入札による委託先企業の変更によっても、雇用が継続されるよう発注者としての責任を果たすこと。

(5) 非正規職員等の処遇の改善

- ① 臨時・非常勤等職員の賃金の最低額については、時間給で1,000円以上とし、協定を締結すること。
- ② 常勤職員との格差是正、均等処遇の実現に向け職務内容・職務経験等を踏まえ、昇給ルールを設けること。
- ③ 常勤職員と同様に職場におけるワークルールの徹底により、休暇制度を確立するとともに、年次有給休暇の取得促進をはかること。また、通勤手当を支給すること。
- ④ 期末・勤勉手当、退職手当等支給することが可能となるよう法整備すること。
- ⑤ 時間外勤務手当(追加報酬)の不払いを解消すること。
- ⑥ 社会保険、労働保険に加入すること。

(6) 公契約条例の制定と発注事業における労働者の処遇改善

- ① 公契約条例は、公共サービスの品質を確保し、地域福祉の向上に寄与することを目的としており、また、低賃金を前提としたダンピング受注の排除も重要な目的であり、適正な事業を行っている企業を守ることにもつながっている。良質な公共サービスと、その事業に携わる労働者の処遇・労働条件改善、増加する労災事故防止と受注中小企業の経営の安定を確保するため、公契約条例を制定すること。また、業務委託に関する入札にあたっては、人件費相当分を明記した最低制限価格を設定すること。
- ② 委託先企業の労働基準法違反や労働保険・社会保険の有資格未加入などの法違反を一掃すること。そのため委託先の労働者の労働条件を把握するとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わなかった場合は委託先から除外する等の対応をとること。

2. 多様性を活かす地方財政の充実と地方分権の推進

(1) 住民参加を基本とした「地方創生」の推進

- ① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、政府が自治体に求める「地方版総合

戦略」および「地方人口ビジョン」の策定にあたっては、住民、事業者、NPO、労働団体、経済・産業団体、金融機関、教育機関など地域社会を担う個人や組織の参加を基本とし、地域がもつ多様な資産、人材、価値観などを反映した内容とすること。

- ② 人口の増減にかかわらず、地方自治体は住民生活の基盤となる公共サービスを確保する必要があるとの視点に立ち、「地方版総合戦略」および「地方人口ビジョン」を検討すること。

(2) 地方分権の推進と自治体財政の確立をめざす「地方創生」の実現

「地方創生」においては、自治体や地域住民等の積極的な発想と行動に基づく長期的総合的な取り組みを通じて地方分権を推進し、自治体財政を確立することが重要であることから、「地方創生」に関わる財政措置については、自由度の高い財源となるよう国に求めること。

3. 地域福祉の充実と「地域包括ケアシステム」の構築

(1) 生活困窮者自立支援制度施行に対応した地域福祉計画の改定および策定

- ① 2015（平成27）年4月から始まる生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、厚生労働省は「市町村地域福祉計画のなかに位置づけて計画的に取り組むことが効果的」として、地域福祉計画に盛り込むべき「生活困窮者自立支援方策」を定め通知（H26.3.27）している。

貴自治体においても現行の地域福祉計画を改定して必要な事項を明記し、生活困窮者自立支援方策を推進すること。また、計画が未策定の自治体においては、地域における生活課題の多様化に対応するよう、地域福祉計画の策定に取り組むこと。

- ② 人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える高齢の単身女性が少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を講ずること。

(2) 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた第6期介護保険事業計画の推進

- ① 「地域包括ケアシステム」の構築とは、住民が住み慣れた環境でその人らしい生き方を持続できるよう、住まい、生活支援、医療、介護、予防のサービスを総合的に提供できる仕組みを企画・実施し、評価・改善していくことである。

第6期介護保険事業計画の推進にあたっては、行政が主体となって地域住民や社会福祉法人、医療機関、事業者などとの協働体制を築くとともに、ネットワークの拠点として地域包括支援センターの機能を強化するため、人員の確保・育成、財政措置の充実をはかり、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組むこと。

- ② 要支援者に対する介護予防訪問介護と通所介護が、新しい地域支援事業に移行されることに伴い、サービス水準や質の低下を招かないよう、サービス提供者に対する自治体の関与を強めること。
- ③ 福祉・介護人材の確保に向けて、高齢者福祉施設における児童・生徒の体験学習や交流会など、地域の学校と連携して福祉・介護職場への理解活動に取り組むとともに、就労環境や労務管理の改善に向けた自治体独自の支援制度を設けること。

以 上